

●香川県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成30年10月16日	たくま歯科医院	丸亀市葭町32番地1
平成30年11月9日	大林歯科医院	丸亀市郡家町2722番地1
令和元年8月1日	やまじ歯科医院	丸亀市川西町北253番地1
令和2年9月2日	いまい歯科クリニック	丸亀市柞原町682番地4